

令和4年度 第4回東部地区交通協議会

日時：令和4年10月18日（火）19:00～20:30
場所：目黒区民センター社会教育館
6階 レクリエーションホール
（目黒区目黒二丁目4番36号）

次 第

1 経過等

（1）関係機関との調整経過について

2 議題

（1）小型バス車両の確保について

（2）東部地区へのアンケート調査等について

3 配布資料

- | | |
|-----|-------------------|
| 資料1 | 目黒区地域公共交通会議概要 |
| 資料2 | 東部地区の運行事業候補者の選定 |
| 資料3 | 小型バス車両の確保（案） |
| 資料4 | 東部地区へのアンケート調査等（案） |
| 資料5 | 今後の進め方 |

4 その他

以 上

令和 4 年度 目黒区地域公共交通会議【第 1 回】

日時：令和 4 年 9 月 2 日（金）10：00～11：30

場所：中目黒住区会議室 第 5・6 会議室

（目黒区中目黒 2-10-13
中目黒スクエア内 2 階）

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 議題

（1）東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

4 報告事項

（1）北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

5 その他

6 閉会

<配布資料>

資料 1 目黒区地域公共交通会議委員名簿

資料 2 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱

資料 3 東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

資料 4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

資料 5 令和 3 年度第 1 回目黒区地域公共交通会議議事概要及び意見

以 上

目黒区地域公共交通会議委員

(敬称略)

No.	委員	所属	氏名
1	目黒区	都市整備部長	清水 俊哉
2		都市計画課長	佐藤 欣哉
3		みどり土木政策課長	清水 誠
4	一般乗合旅客自動車運 送事業者の代表者又は その指名する者	東京都交通局自動車部計画課長	若田 瑞穂
5		東急バス株式会社 運輸事業部運輸計画部計画課長	原山 大輔
6		小田急バス株式会社 バス事業本部計画部課長	古谷 弘文
7	一般旅客自動車運送事 業者が組織する団体の 代表者又はその指名す る者	一般社団法人東京バス協会乗合業務 部長	米澤 暁裕
8		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー 協会業務部長	小池 毅
9	区民	目黒区町会連合会	三柴 伸生
10		目黒区商店街連合会	諏訪 尊
11		目黒区老人クラブ連合会	山口 武志
12		公募	池内 卓
13		公募	川原 寛子
14	国土交通省関東運輸局 長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	清家 裕之
15	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体 の代表者又はその指名 する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	佐藤 尚宣
16		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイク部会事務長	久我 恒夫
17	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	松崎 暁
18		東京都建設局 第二建設事務所管理課長	鈴木 義治
19		目黒区都市整備部土木管理課長	原 亮道
20	交通管理者	警視庁交通部交通規制課 管理官(調査担当)	藤平 忠晴
21		警視庁目黒警察署交通課長	菊池 あさみ
22		警視庁碑文谷警察署交通課長	山下 憲雄
23	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部 准教授	稲垣 具志

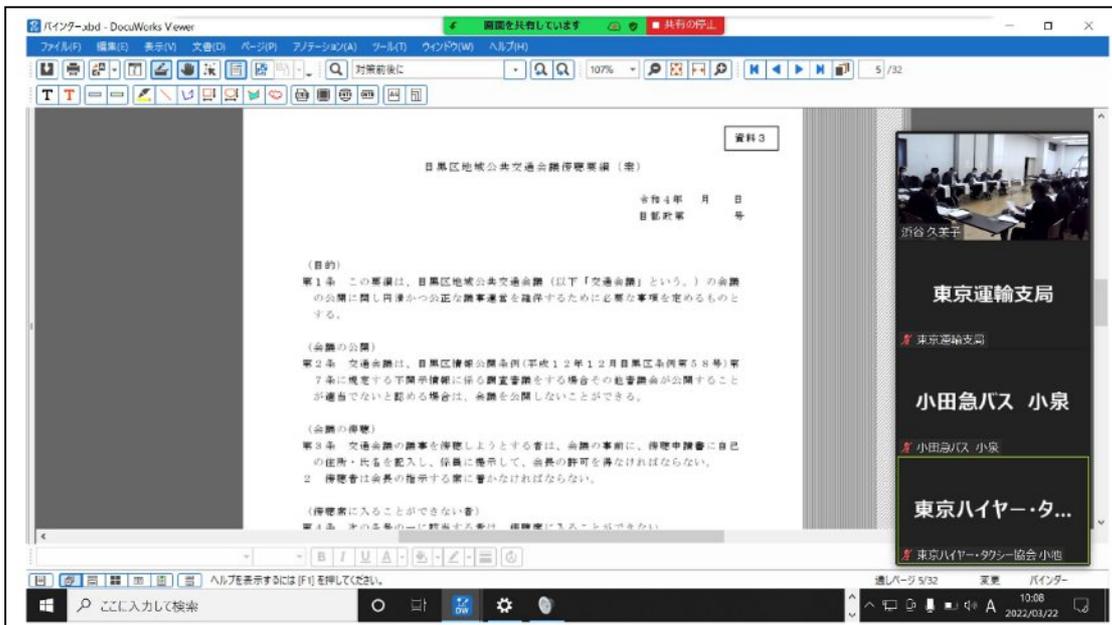
「目黒区地域公共交通会議」の概要

令和4年9月2日に開催した令和4年度第1回目黒区地域公共交通会議（以下、「交通会議」という）において、目黒区の地域の取組経過を説明し、東部地区の具体的な検討内容として、アンケート結果や試走会などから作成した東部地区運行ルート（案）やバス停候補箇所（案）について了承され、引き続き、交通会議で検討されていくことが確認された。

また、会議当日は会議室での開催とZOOMを利用したリモート参加を併用して実施し、2名がリモート接続で参加した。



地域公共交通会議の開催状況



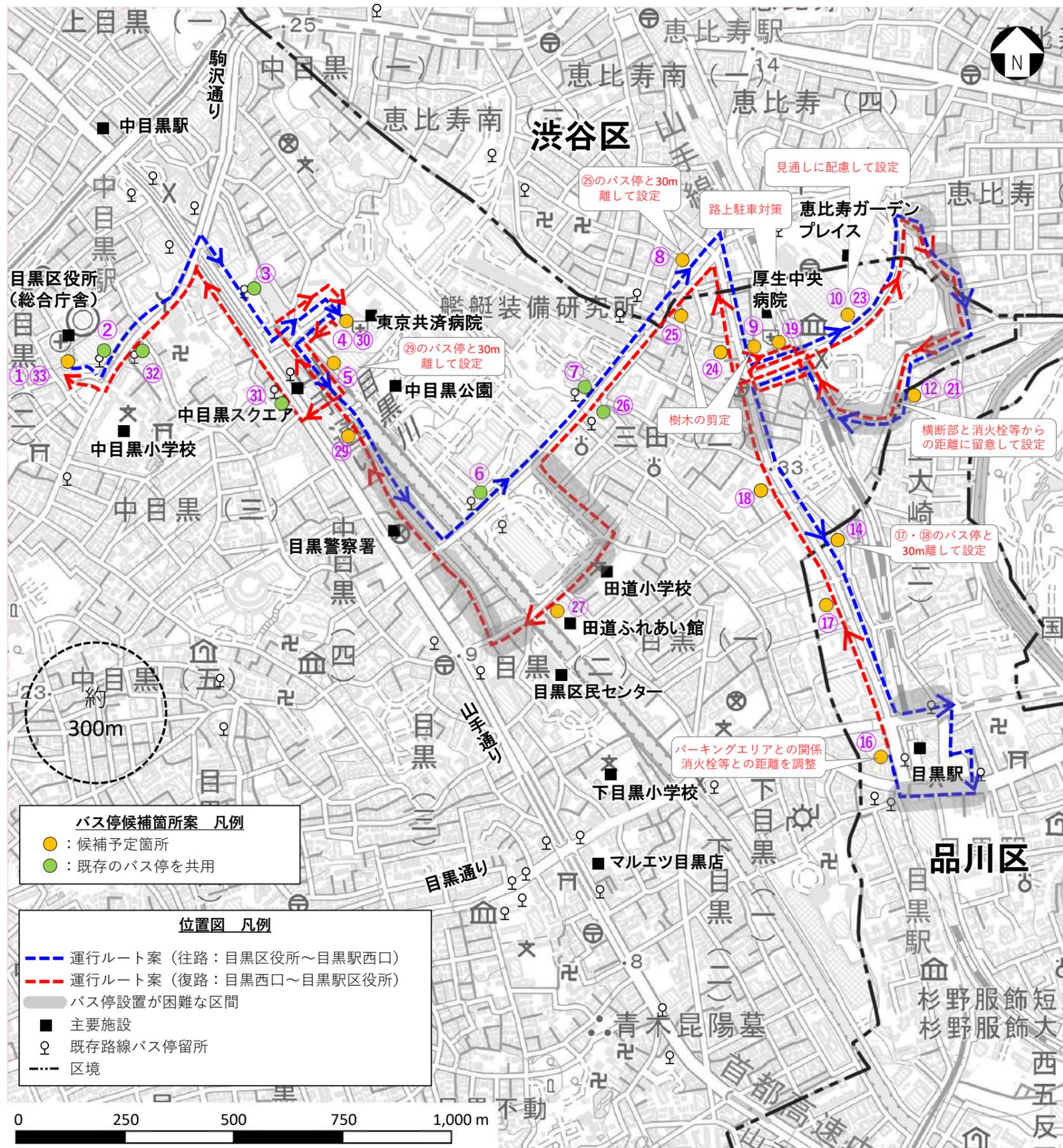
リモート開催状況

「目黒区地域公共交通会議」での主な意見

名 称	令和4年度 目黒区地域公共交通会議（第1回）
日 時	令和4年9月2日（金）10：00～11：30
会 場	中目黒住区センター室 第5・6会議室 （目黒区中目黒2-10-13 中目黒スクエア内2階）
出席者	21名（内リモート参加者 2名）
傍聴者	0名
主な意見 東部地区	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体と比較し、非常に丁寧に関係各者との調整を行っており、経緯についても理解しやすい資料としてまとめている点が評価できる。 ・実務においてルートを実走するにあたりどのような状況になりそうか、見解を伺いたい。また、交通管理の観点からも安全性の確保について厳しい目でチェックされたと思うが、特に留意すべき点などあれば伺いたい。 ・ルートについて、全般として狭い道路の路線ではあるが、大枠としてこの内容で進めていく事になると思う。狭い所での右左折や、駐車車両がある場所といった問題はあるので、今後も議論していきたい。 ・交通管理の観点として、当然ながら道路交通法に準拠しつつ、狭い路線なので、歩行者との接触や対向車との接触については特に配慮していただきたい。そうした接触を含め、実際に走行する際、安全確保をどう行うかが課題と考えている。バス停の位置などで引き続き調整が進められると思うので、今後も検討していく。 ・駐車車両などの動的に変わっていく問題に対してどう適切に対処していくのかも重要になると思う。通学の時間帯による交通状況の変化、荷捌きや駐車車両の状況など、動的部分をモニタリングしていくことが必要で、検討の継続及び地元や商店街の協力がどの程度必要なのか見定めていかなければならないかと思う。 ・利用意向のアンケートはオーソドックスなやり方ではあるが、その回答が利用に直結しない場合が多い。調査を行うとすれば、おそらくそれが会議に関わっていないその他の住民へのアプローチのファーストステップとなる。運行スペックをどうするかということだけではなく、住民参画、利用促進及びモニタリング等を、実証運行計画の中に含めていければよいかと思う。交通安全、実務の観点からは丁寧に調整されているので、次は実際に地域交通を利用される方々についての検討も深められるとよい。 ・働く側からすると、厚生労働省が出す改善基準告示などいろいろな制約があることも周知していただけるとありがたい。事業者任せではなく、区民の方にも知っていただきたい。

<p>主な意見 北部地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通とは少し違った視点かとは思いますが、目黒区は比較的交通の便もよく、所得も一定のレベルにある地域だと思うが、世間的には人口減少もあり空き家問題など、廃れている地域もあると聞く。目黒区内にもそういった地域が出てきているのであれば、そこに交通を走らせることで地域の廃退を防ぐことができるのではと思う。
	<ul style="list-style-type: none"> 採算性や利便性が主に書かれているが、まずは安全が第一だと思う。その一つとして、先ほど他の委員からもあったが、働いている人が地域交通運行にあたり今までと違う業務、例えばデマンド型などもそうであるが、色々と働き方が変わってくることがあるということ、地域交通検討にあたって地域の方々にもぜひ理解していただきたい。そういうことがあって安全を担保しているという内容を今後の検討に是非入れていただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 今回の説明を伺って、東山の中でもなぜ三丁目なのかを考えたときに、バス停からの交通圏域の円で考えたときには目黒区はそれほど不便がないが、ODのニーズを考えたときに、O(起点)とD(終点)を繋ぐルートに関して要望が出ていると感じた。ただ、アンケートを実施した地域からの意見だけでは、採算性や持続性などの問題もある。持続可能なモビリティを成立させるためには、行政として住民にどういったライフスタイルを提案できるかといったところも含めて考えていく必要があると思う。声が上がっていない地域のことも考えるべきで、この東山三丁目地域のアンケートだけで決めていくのは危ういと思う。また運賃について、安い方がいいという意見が多いが、今の既存交通を利用した場合の乗換にかかる金額などを考えると本当にその運賃設定でよいのか、他の地域との比較だけでなく決める必要があるかと思う。また三宿病院など世田谷方面の地域の話が少し出ていたが、東山から三宿方面へは東急バスが走っており、そもそもそれほど遠くない距離だと思うが、この要望にはどういった意図があるのか。

(参考)目黒区地域公共交通会議で提示した東部地区の運行ルート(案)およびバス停候補箇所(案)



バス停候補箇所(案)		指摘内容への対応案	
【往路】 区役所 ↓ 目黒駅	①	目黒区総合庁舎	—
	②	目黒区総合庁舎前(既存バス停)	—
	③	正覚寺前(既存バス停)	—
	④	東京共済病院	—
	⑤	なかめ公園橋(A)	②⑨のバス停から30m以上に設定
	⑥	中里橋(既存バス停)	—
	⑦	茶屋坂(既存バス停)	—
	⑧	新茶屋坂上(A)	②⑥のバス停から30m以上に設定
	⑨	厚生中央病院別館前(A)	高木や植栽の剪定を行う ②④のバス停から30m以上に設定
	⑩	恵比寿ガーデンプレイス	見通しを配慮した箇所へ設定
	⑪	—	坂が急勾配のため削除
	⑫	三田丘の上公園入口(A)	消火栓等と横断部からの距離に留意して設定
	⑬	—	坂の頂上付近で見通しが悪いため削除
	⑭	日の丸自動車学校前	⑮・⑯のバス停から30m以上に設定
	⑮	—	⑭のバス停と統合したため削除
【復路】 目黒駅 ↓ 区役所	⑯	目黒駅西口	パーキングエリアとの関係を調整して設定 消火栓等からの距離に留意して設定
	⑰	プリンセスガーデンホテル前(B)	—
	⑱	三田公園前	—
	⑲	厚生中央病院前	路上駐車対策を調整して設定
	⑳	—	反時計回りルートが設定困難なため削除
	㉑	三田丘の上公園入口(A)	⑫のバス停と共有
	㉒	—	反時計回りルートが設定困難なため削除
	㉓	恵比寿ガーデンプレイス	⑩のバス停と共有
	㉔	厚生中央病院別館前(B)	高木や植栽の剪定を行う
	㉕	新茶屋坂上(B)	高木や植栽の剪定を行う
	㉖	茶屋坂(既存バス停)	—
	㉗	田道ふれあい館前	—
	㉘	—	左カーブで見通しが悪いため削除
	㉙	なかめ公園橋(B)	⑤のバス停を30m以上に設定
	㉚	東京共済病院	—
	㉛	東京共済病院前(既存バス停)	—
	㉜	目黒区総合庁舎前(既存バス停)	—
	㉝	目黒区総合庁舎	—

※バス停候補箇所は、現時点での案として、今後、関係機関等と調整し、周辺地権者の合意を得ていくために設定したもので、決定したものではありません。

東部地区運行ルート of 運行事業候補者の選定について

項目	内容
【与条件】	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の路線バスのほぼ 100%を東急バスが運行している ・一部で小田急バスが運行している（淡島通り、246 号線、環状 7 号線） ・東部地区で新規の地域交通を導入するには、既存路線（東急バス）との競合等の調整が必須 （最終的に地域公共交通会議で関係機関との合意形成を図る必要がある） ・東部地区以外の区内の施設への移動には、既存路線バスや鉄道への乗換えが必要
【検討条件】	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の交通事情に精通していること ・路線バス事業の経験年数やノウハウが十分にある事業者であること ・路線バスの運行許可（4 条許可）を持っている事業者であること ・車両の故障や事故等にも柔軟に対応可能な事業者であること ・当該地域における移動の困りごとを理解し、その改善に向けて協力の意向を有する事業者であること ・実証運行の結果、本格運行に移行することになった場合にも対応の可能性が高い事業者であること ・目黒区内の既存路線バスとの乗換えが便利な箇所があること ・既存路線バスとの乗換えで、料金の割引等の対応が可能であること
【検討結果】	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地区の運行ルート沿線に東急バスの既存路線がある （別の事業者の場合、運行ルートの競合によりルート変更する必要が生じる） ・東部地区の地域交通導入に向けた検討に対し、試走の運行など協力的である ・既存路線バスの停留所を共有することで、乗換えがスムーズにでき、利用者の利便性が向上する ・東急バス以外の事業者の場合、バス停の共有ができず、バス停を新設する必要がある（バス停新設に伴う整備費用の縮減が図れる） ・東急バスの場合、既存路線バスへの乗換え割引（1 日乗車券）が適用できる可能性があり、利用者の利便性が向上する （ただし、低料金での運賃設定では、割引料金の設定は難しい可能性あり） ・新たな地域交通の導入に伴い、既存路線バス利用者の掘り起しに繋がる可能性がある ・既存の公共交通機関への影響を極力少なくする必要がある （既存路線バスが減便等を行った場合、現在の利用者の利便性が低下する）
【まとめ】	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地区の運行事業候補者として、東急バスを選定する ・運行ルート案や既存路線バスの停留所の共有について具体的な調整を行う ・運行計画素案など、東急バスと意見交換していく ・今後、運賃設定や乗換え割引など具体的な調整を行う

東部地区の地域交通導入に向けた小型バス車両の確保について（案）

1 経過

地域交通導入にあたっては、既存路線バス事業者とのルートの競合問題や乗換えに伴う調整など、地域公共交通会議での合意形成を図る上で必須条件となっている。

目黒区では、既存路線バスのほぼ全部の系統を東急バスが担っており、地域交通導入に向けた取組に対して東急バスの協力は必要不可欠となっている。

東部地区では、地域の交通協議会の中で、運行ルートや既存バス停への乗り継ぎを検討する中で、運行する事業者を東急バスとして具体的な検討を行う方向で話し合いが進んでいる。

区では、協議会での意見について東急バスと個別に調整してきており、東急バスが所有する小型バスを使用し、運行ルートの試走や交通管理者との現場立会で協力をいただいている。

東部地区で運行を想定している車両は、全国でコミュニティバスとして使用されている、日野ポンチョ（ショートタイプ）で、東急バスと短期間のリースについて調整をしてきたところである。

2 日野自動車による不正行為問題

本年3月、日野自動車によるエンジン性能を偽る不正行為が報告され、同年8月には、国土交通省の立ち入り検査を経て、追加の不適切事案が判明し、ほとんどの車種が出荷停止となった。

ポンチョについては、排出ガス関連の認証プロセスに指摘を受けたが規制値超過がなく、受注済みの車両については出荷されている。

日野自動車では、ポンチョのモデル変更予定の話があるが、新型車両の登録については、国土交通省から発出された、現状の社内体制の抜本的な改革を促す旨の是正命令の対応状況によるため、現在、新規受注しておらず、今後の対応については予測できない状況である。

3 小型バス確保に伴う車両の選定

東部地区で検討している運行ルート（案）で走行可能な小型バスについては、路線バス仕様やバリアフリー対応、乗車人数などを考慮し選定してきたところだが、今後、日野自動車の対応や見通しが不明なため、車両の選定を見直す必要がある。

現在、日野ポンチョ（ショートタイプ）と同型の小型バスを販売しているメーカーはないが、東急バスが導入予定の小型EVバスのメーカーでポンチョ（ショートタイプ）と同型を製作している。

区では、令和32（2050）年のCO2排出実質ゼロに向けた「ゼロエミッション東京戦略」を踏まえ、温室効果ガス排出抑制に向けた取組を積極的に推進していくこととしており、区では、「2050年のゼロカーボンシティの実現を目指す」ことを表明していることから、EV車を導入する方向で検討する。

EV車両はディーゼル車両に比べ、車両価格や充電設備など初期費用がかかるが、燃料費（電気代）がディーゼル車両（軽油）に比べ安価なため運行経費の縮減が見込めることやカーボンニュートラルの実現に向けた取組みに寄与できるため、東部地区で運行可能な車両サイズを製作しているEVモータースの小型EVバス車両を選定対象とする。

同旨発表：経済産業省、環境省、
日野自動車（株）

令和4年8月2日
自動車局
審査・リコール課
総合政策局
公共事業企画調整課

日野自動車（株）の排出ガス・燃費性能試験における不正行為について

本日、日野自動車より、同社における排出ガス・燃費性能試験における不正行為について、同社の調査結果の報告を受けました。

この報告の中で、3月4日に報告があった以外にも、過去に生産していたものを含め、トラック・バス用エンジン及び建設機械等向けのエンジンについて、型式指定申請時に不正行為等があった旨、一部は排出ガス基準や燃費のカタログ値を満たしていない旨の報告がありました。

型式指定申請において不正を行うことは、自動車及び建設機械等のユーザーの信頼を損ない、かつ、自動車認証制度の根幹を揺るがす行為であり、今回更なる不正行為が明らかになったことは極めて遺憾です。

国土交通省としては、道路運送車両法の下で、日野自動車に対して更なる調査を実施し、その結果に基づき、厳正に対処して参ります。

また、該当エンジンを搭載した建設機械を製造・販売した建設機械メーカーに対しては、オフロード法（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律）の趣旨に則り、ユーザーへの丁寧な対応を行うよう指導しました。

1. 日野自動車からの報告概要

(1) 同社の特別調査委員会の調査等により、個別エンジンについて以下が判明。

- ① 現行生産エンジン14機種のうち12機種について、排出ガス長距離耐久試験に係る不正
⇒ うち4機種（うち建設機械等用3機種）は基準不適合、うち8機種（うち建設機械等用4機種）は基準適合
- ② 生産終了エンジンについて、燃費試験、排出ガス長距離耐久試験に係る不正
⇒ 燃費性能については、うち4機種がカタログ値に未達、うち5機種がカタログ値は達成
⇒ 排出ガス性能の基準適合性は、多くの機種を対象に調査を継続中

(2) 同社は、基準不適合が判明したエンジン及びそれを搭載した車両の生産を自主的に停止した。

(3) 同社は、特別調査委員会の調査結果及び提言を踏まえ、再発防止策を徹底していく。

(4) 平成28年4月の国交省による排出ガス・燃費試験の実態に関する報告徴収に対し、問題ないとした報告は、虚偽報告

2. 国土交通省の対応

(1) 同社の報告を踏まえて、以下のとおり指導を行った。

- 日野自動車に対し、基準不適合のエンジンを搭載した使用過程車に関し、速やかにリコールを行うよう、また、自動車のユーザーや建設機械等メーカーへの丁寧な説明や対応に努めるよう指導
- 日野自動車に対し、基準に適合しているエンジンでも、不正が判明したものについて、出荷を停止するよう指導
- 建設機械メーカーに対し、該当エンジン搭載済みの建設機械について、オフロード法の趣旨に則り、ユーザーへの丁寧な対応や説明に努めるよう指導

(2) 今後、日野自動車に対し、速やかに調査を実施し、不正行為等の事実確認、再発防止策の実施状況の確認等を行い、厳正に対応する。

同時発表：日野自動車

令和4年8月22日
自動車局
審査・リコール課

日野自動車の排出ガス・燃費試験の新たな不適切事案について

国土交通省は、8月2日の日野自動車株式会社からの型式指定に係る排出ガス・燃費性能試験における不正行為に係る報告を受け、8月3日以降、同社に対して立入検査を実施しています。

この立入検査の中で、日野自動車による新たな不適切事案を確認しました。

国土交通省としては、引き続き日野自動車に対する調査を実施し、その結果に基づき、厳正に対処して参ります。

1. 経緯

8月2日に日野自動車株式会社（以下「日野自動車」という。）から型式指定に係る排出ガス・燃費性能試験における不正行為に係る報告を受け、国土交通省は、報告内容の事実関係の確認等のため、同社に対して8月3日以降断続的に立入検査を実施しており、現在も継続中です。

立入検査の中で、現行生産のトラック・バス用エンジンに係る型式指定申請に係る試験において、8月2日の日野自動車からの報告にはなかった不適切行為を確認しました。

2. 不適切行為の概要

- 日野自動車は、現行生産のトラック・バス用エンジン全7機種に係る型式指定申請において、長距離耐久試験を行い算出した排出ガス劣化補正值を提出していた。
- 長距離耐久試験においては、一定の走行距離毎（小型エンジンの場合、5,000km、4万km、8万km）を走行した時点（測定ポイント）において、排出ガス測定を2回以上行い、その測定結果を用いて排出ガス劣化補正值を計算する必要がある。
- 日野自動車は、一部の測定ポイントで1回しか測定しておらず、また、排出ガス劣化補正值の計算の際に、各測定ポイントの測定結果を一つしか用いてなかった。
- 日野自動車は、規定の内容を十分理解していなかったことが原因と説明。

3. 国土交通省の対応

- 引き続き立入検査の中で、対象エンジンの基準適合性等の確認を行い、その結果を踏まえて厳正に対応する。



令和4年9月9日
自動車局
審査・リコール課

日野自動車に対する対応について

国土交通省の日野自動車への立入検査の結果を踏まえ、同社に対して、基準不適合が確認されたエンジンについて、型式指定の取消に向けた手続きを開始することとし、基準適合が確認されたエンジンについては、出荷再開を認めます。また、法令違反につながる不正行為を行った同社の体制については、二度とこうした不正行為を起こさない体制への抜本的な改革を促すべく、是正命令を発出しました。

1. 経緯

8月2日に日野自動車株式会社（以下「日野自動車」という。）から型式指定に係る排出ガス・燃費性能試験における不正行為に係る報告を受け、国土交通省は、報告内容の事実関係の確認等のため、同社に対して8月3日以降断続的に立入検査を実施してきました。

2. 日野自動車に対する対応について

日野自動車が型式指定に係る試験において不正行為を行ったエンジンに関し、国土交通省の日野自動車への立入検査の結果を踏まえ、日野自動車に対して以下の対応を行います。

- (1) 国土交通省の立入検査の結果、排出ガス性能が基準に満たないと確認されたエンジン（トラック・バス用エンジン1機種、建設機械等用エンジン3機種）
⇒ 型式指定の取消に向けた手続きを開始します。
- (2) 国土交通省の立入検査の結果、排出ガス性能が基準に適合していると確認されたエンジン（トラック・バス用エンジン3機種、建設機械等用エンジン4機種）
⇒ 出荷再開を認めます。
- (3) 法令違反につながる不正行為を行った日野自動車の体制
⇒ 二度とこうした不正行為を起こさない体制への抜本的な改革を促すべく、是正命令を発出しました。

東部地区 地域交通ニュース

—第1号—
令和4年11月

■東部地区では地域交通（コミュニティバス等）の導入を検討しています。

【これまでの経過】

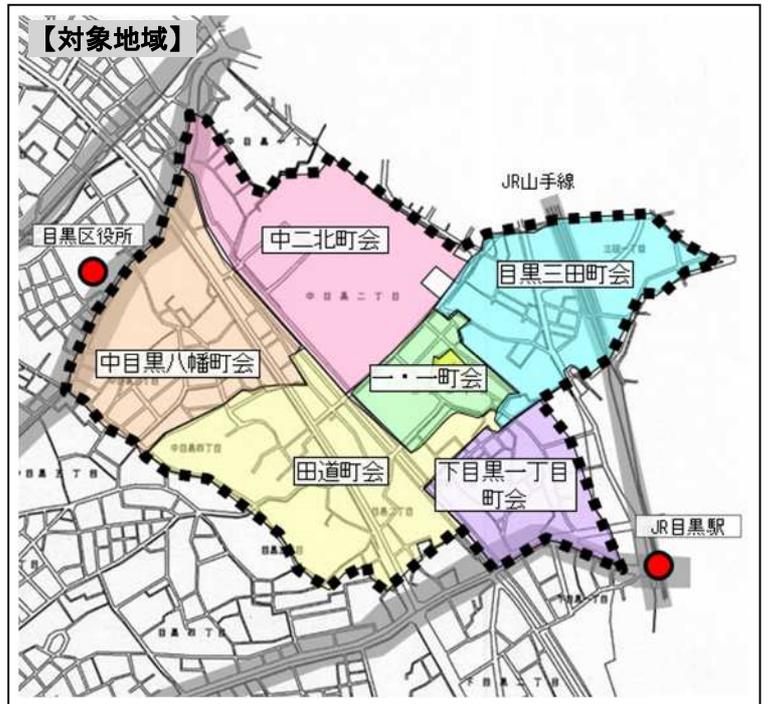
目黒区では、移動に関する地域の困りごとを解決するための取組に対して支援することを目的として、令和2年6月に目黒区地域交通の支援方針（以下「支援方針」という。）を策定しました。東部地区では、支援方針に基づいて三田地域において地域交通導入に向けた勉強会が実施され、関係する町会・自治会等として下記の対象地域で東部地区交通協議会（以下「協議会」という。）を設立し、運行事業者による試走会や、関係機関との現地立会を実施して、運行ルート案などをまとめ、地域交通導入に向けた具体的な検討を進めています。

地域交通とは、徒歩や自転車、タクシー、ワゴン型バスなど、地域の身近な移動手段のことを言います。

実施時期	内容
令和2年6月	支援方針の策定
10月	区内5地区で説明会、アンケート
令和3年5月	目黒三田地域交通研究会設立、勉強会開催
12月	東部地区関係団体等との意見交換会
令和4年3月	東部地区交通協議会設立、協議会開催

東部地区交通協議会メンバー構成
目黒三田町会、一・一町会、下目黒一丁目町会、田道町会、中二北町会、中目黒八幡町会、田道住区住民会議、田道小学校PTA、中目黒住区住民会議、近隣施設の関係者

対象地域
三田 1～2丁目、目黒 1～3丁目、中目黒 1～4丁目、目黒区施設周辺



【検討の経過】

令和4年度は、東部地区交通協議会を3回実施し、交通事業者による試走会や関係機関と現地立会を実施して、運行形態やルート、車両についてなど、地域交通導入に向けた検討を進めています。

- ・目黒三田地域交通研究会でマイクロバスを手配し、試走会を実施（目黒区地域街づくり条例の補助を活用）
- ・東急バス(株)の協力により、小型バスの運行による試走会を実施し、関係機関等との調整を行ってきました。

【関係機関等との調整】

地域交通導入に向け、運行ルートやバス停の設置について、関係機関との調整を行いました。

- ・交通事業者、交通管理者、道路管理者等の関係機関と地域交通導入に向けて調整しています。
- ・関係機関との合意形成を図るため、地域公共交通会議（以下「協議会」という）を開催しています。

地域交通の取組経過は、区のホームページで公開しています。

以下のURL もしくは、右のQRコードから
区のホームページをご覧ください。

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/>

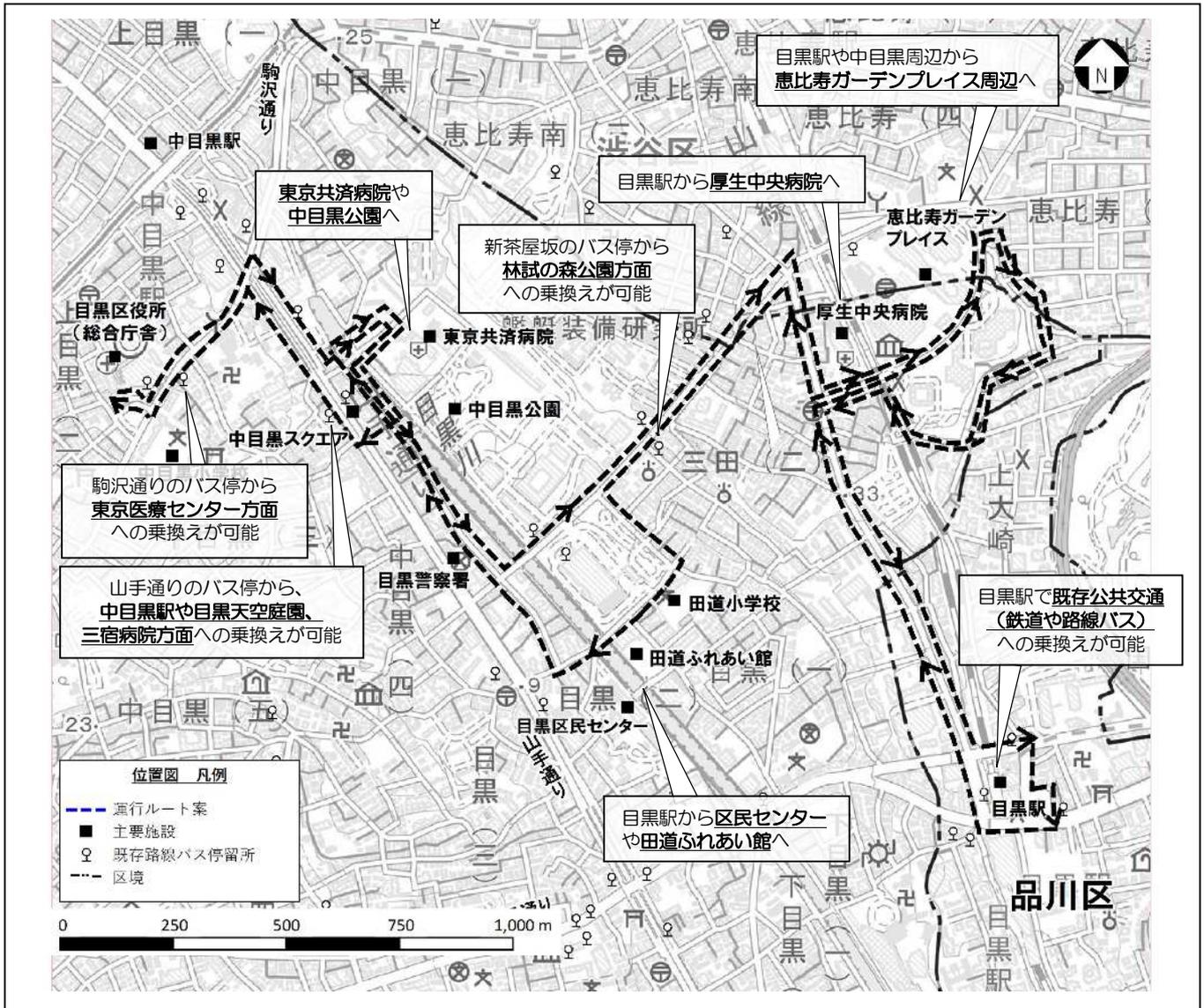
QRコード

東部地区交通協議会
会長 ○○ ○○
事務局
目黒区都市整備部みどり土木政策課
担当 ○○・○○

【東部地区運行ルート案】

協議会で検討した内容について、関係機関等との調整の結果、運行ルート案をまとめました。

(ルート案沿線の主な施設：目黒区役所、東京共済病院、厚生中央病院、恵比寿ガーデンプレイス、目黒駅など)



【運行計画案】

東部地区で行ったこれまでのアンケート結果や、協議会での意見を基に運行計画案をまとめました。

運行日	平日および土日祝
時間帯	8:30~16:00
運行本数	40~45分間隔(12便程度/日)
運賃	220円(小人料金は今後検討)
車両	小型バス(29人乗り)

(土日祝の時間帯および便数は今後検討)



運行車両のイメージ

【今後の進め方】

東部地区では、これまで検討した運行ルート(案)やバス停候補箇所(案)などが交通会議で了承され、バス停設置に伴う地先との個別調整を行い、交通管理者や道路管理者等の関係機関との調整を経て、運行ルートやバス停、運行ダイヤなどを含む事業計画案をまとめていきます。

その後、実証実験運行に必要な道路運送法に基づく手続きや、バス停設置等に伴う道路管理者等との手続きを行うなど、実証実験運行に向けた取組を進めていきます。

アンケート調査にご協力ください

【アンケートの趣旨とご協力のお願い】

日頃から区政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

目黒区では、令和3年度から「東部地区」において、地域の皆さまと地域交通（コミュニティバス等）の導入について検討してまいりました。

本アンケート調査は、検討の中で作成した地域交通（コミュニティバス等）の運行ルート案や運行計画案に関して、東部地区にお住まいの皆さまや病院や各施設の利用者の皆様から利用意向などをお聞きし、今後の実証運行に向けた需要の想定などを確認するために行うものです。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年11月
目黒区役所 みどり土木政策課

アンケートの回答方法

【アンケートのご記入にあたってのお願い】

○本紙4～6ページに掲載している設問（問1～問9）にお答えください。

○以下のいずれかの方法でお答えください。

- ・インターネット（QRコード）を利用して回答

右のQRコード、または目黒区のホームページからアクセスして回答してください。

- ・郵便はがきを利用して回答（郵送）

同封の返信用郵便はがきの回答欄に回答をご記入いただき、お近くの郵便ポストへ投函してください。

○アンケート回答期限は、**令和4年11月●●日（●）まで**に回答してください。

（郵便はがきの場合は、上記までにポスト投函してください）

○この調査は無記名式の調査です。個人属性（居住地区・年齢など）は記入していただきますが、回答は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。なお、回答結果につきましては、本調査以外の目的に使用することは一切ありませんのでご安心ください。

QRコード

お問合せ先

【アンケートのお問合せ先】

目黒区都市整備部みどり土木政策課地域交通係

担当：〇〇・〇〇

電話番号：03-5722-9550

FAX番号：03-3792-2112

メールアドレス：midoridoboku03@city.meguro.tokyo.jp



次ページからアンケートの質問となりますのでよろしくお願いいたします。

■ あなたご自身についてお伺いします。

【問1】 あなたの年代をお答えください。 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

- | | | | |
|-------------|----------|---------|---------|
| 1. 18歳～20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 |
| 5. 60歳～64歳 | 6. 65歳以上 | | |

【問2】 あなたのお住まいを教えてください。 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

- | |
|---|
| a) 目黒区三田 (1. 一丁目 2. 二丁目) |
| b) 目黒区目黒 (1. 一丁目 2. 二丁目 3. 三丁目) |
| c) 目黒区中目黒 (1. 一丁目 2. 二丁目 3. 三丁目 4. 四丁目) |
| d) その他 (1. 上記以外の目黒区内 2. 渋谷区 3. 品川区 4. それ以外) |

【問3】 あなたの職業について教えてください。 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

- | | | | | |
|--------|--------------|------------|--------|--------|
| 1. 高校生 | 2. 大学生 | 3. その他学生 | 4. 会社員 | 5. 公務員 |
| 6. 自営業 | 7. パート・アルバイト | 8. 専業主婦・主夫 | | |
| 9. 無職 | 10. その他 | | | |

【問4】 あなたが日常生活で良く利用する移動手段を教えてください。

(該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク | 4. 自家用車 | 5. タクシー |
| 6. 路線バス | 7. 鉄道 | 8. その他 | | |

■ 東部地区の地域交通（コミュニティバス等）の導入に向けた取り組みについて知っているか教えてください。

【問5】 地域住民（町会、住区住民会議、PTA、近隣施設の関係者）等が集まって地域交通導入に向けた検討を行っていることを知っていますか。 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

- | | | |
|----------|--------------------|-----------|
| 1. 知っている | 2. 知っているが、内容はわからない | 3. 知らなかった |
|----------|--------------------|-----------|

■ 2ページ目の運行ルート案で地域交通（コミュニティバス等）が運行した場合について、あなたの考えを教えてください。

【問6】 あなたは、この地域交通（コミュニティバス等）が運行された場合、利用しますか。

(該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

- | | | | |
|----------|------------|----------|----------|
| 1. 利用したい | 2. 将来利用したい | 3. 利用しない | 4. わからない |
|----------|------------|----------|----------|

【問7】 利用したいと回答した方は、実際に利用したい目的別に利用日時や利用頻度などを教えてください。

① 買物を目的とした利用 (それぞれ該当する番号に1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 利用日	1. 平日	2. 土日祝	3. 不定期		
b) 利用時間	1. 午前	2. 午後	3. 不定期		
c) 利用頻度	1. 毎日	2. 週5日程度	3. 週3日程度	4. 週1日程度	5. 週1日未満

② 病院への通院を目的とした利用 (それぞれ該当する番号に1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 利用日	1. 平日 2. 土日祝 3. 不定期
b) 利用時間	1. 午前 2. 午後 3. 不定期
c) 利用頻度	1. 毎日 2. 週5日程度 3. 週3日程度 4. 週1日程度 5. 週1日未満

③ 趣味・習い事等を目的とした利用 (それぞれ該当する番号に1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 利用日	1. 平日 2. 土日祝 3. 不定期
b) 利用時間	1. 午前 2. 午後 3. 不定期
c) 利用頻度	1. 毎日 2. 週5日程度 3. 週3日程度 4. 週1日程度 5. 週1日未満

④ その他の利用 (それぞれ該当する番号に1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 利用日	1. 平日 2. 土日祝 3. 不定期
b) 利用時間	1. 午前 2. 午後 3. 不定期
c) 利用頻度	1. 毎日 2. 週5日程度 3. 週3日程度 4. 週1日程度 5. 週1日未満

【問8】 利用しない・わからないと回答した方は、その理由を教えてください。

(該当する番号すべて回答欄に○をしてください)

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 1. 既存の公共交通（鉄道や路線バスなど）で満足しているため | 3. 自家用車（送迎を含む）を利用しているため |
| 2. 徒歩または自転車で移動しているため | 5. 利用したい時間帯に運行していないため |
| 4. 自宅や目的地周辺を運行しないため | 7. 運賃が高いため |
| 6. 運転本数が少ないため | 8. その他 |

■ 地域交通が運行されることによるあなたの印象についての質問です。

【問9】 あなたが思う現在のイメージを教えてください。

① 交通の利便性について (それぞれ該当する番号に1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 移動が便利になる	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
b) 買い物や通院の移動がしやすくなる	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
c) 家族に送迎を頼まなくても外出できるようになる	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
d) 家族を送迎する頻度が減る	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
e) 他の交通（鉄道・路線バス）への乗換えが便利になる	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない

② 外出の機会について

(それぞれ該当する番号に1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 外出の頻度が増える	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
b) 外出の目的が増える	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
c) 行動範囲が広がる	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
d) 身体を動かす機会が増える	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない

③ 地域のコミュニティについて

(それぞれ該当する番号に1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 人と接する機会が増える	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
b) 地域の人と話をする機会が増える	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
c) 地域の人と出かける機会が増える	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
d) 地域のにぎわいが活性化する	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
e) 地域のイベントに参加しやすくなる	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない

④ その他

(それぞれ該当する番号に1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 運転免許証の返納がしやすくなる	1. そう思う 2. ややそう思う 3. どちらでもない 4. あまり思わない 5. そう思わない
--------------------	---

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

○郵便はがきを利用して回答いただく場合は、同封の返信用郵便はがきの回答欄に回答をご記入いただき、お近くの郵便ポストへ投函してください。

○アンケート回答期限は、令和4年11月●●日(●)までに回答してください。

(郵便はがきの場合は、上記までにポスト投函してください)

【今後の進め方】

1 実証実験運行までの流れと取組状況

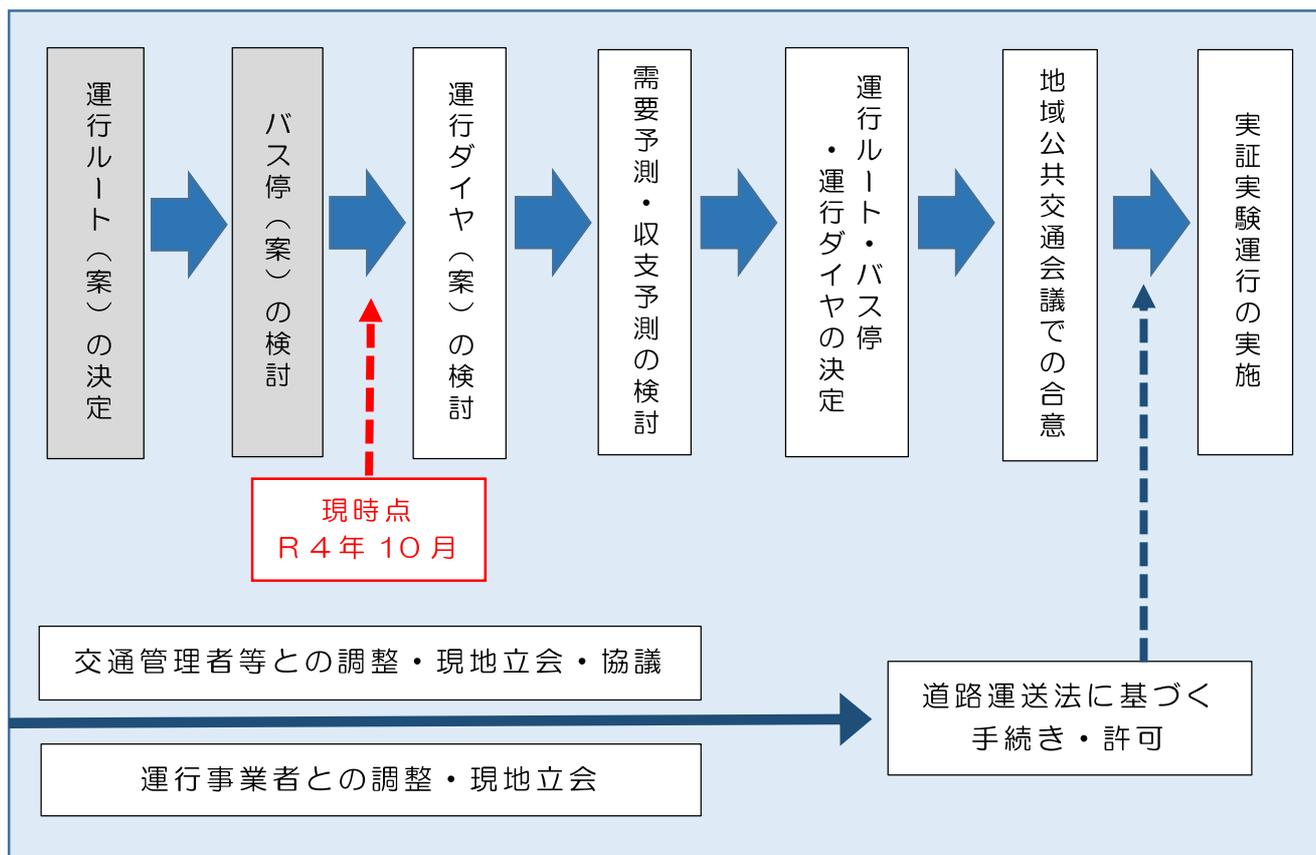
実証実験運行の実施にあたり、協議会で検討した運行ルートや運行形態等の具体的な検討内容について、地域公共交通会議に諮って合意形成を図り、実証実験運行に向けた申請の手続きを行っていく。

今後、事業計画を作成し、「地域」・「運行事業者」・「行政」の3者で協定を結び、実証実験運行に向けた手続き等を行い、バス停の設置や運行車両を確保して実証実験運行を実施する。



2 東部地区の今後の取組方

【東部地区の地域交通の検討の流れ】



東部地区では、協議会で検討した運行ルート（案）やバス停候補箇所（案）などが交通会議で了承され、バス停設置に伴う地先との個別調整を行い、交通管理者や道路管理者等の関係機関との調整を経て、運行ルートやバス停、運行ダイヤなどを含む事業計画案をまとめ、交通会議に諮っていく。

交通会議で合意した内容について、実証実験運行に必要な道路運送法に基づく手続きや、バス停設置等に伴う道路管理者等との手続きを行うなど、実証実験運行に向けた取組を進めていく。